

取扱説明書

この度は**TRUSCO** ベルト荷締機をお買い上げいただき誠にありがとうございます。ご使用前に、この取扱説明書を必ずお読みいただき、内容をよくご理解いただいたうえでご使用ください。また、必要と思われる部署や現場には必ず配布し、必要な場合にはいつでも参照できるようにしておいてください。

■この取扱説明書にある項目は、危険の程度によって次の2段階に区分しています。

⚠ 危険	取扱いを誤った場合に、危険な状態が起こりえて、死亡、または重症を負う可能性が高いと考えられる場合。
⚠ 注意	取扱いを誤った場合に、危険な状態が起こりえて、障害を負う可能性が高いと考えられる場合。

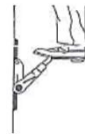
尚、「注意」に記載した事項でも、取扱い方法によっては、「危険」と同じ状況になる場合があります。

①ベルト荷締機の選定にあたって

●ベルト荷締機の選定にあたっては、次に記載する項目についてご確認の上、選定してください。

- ベルト荷締機は、使用方法に適した十分な強度と正しい長さのものをお選びください。
- ベルト荷締機の選定には次の項目を考慮してください。
 - 荷の寸法、形状及び重量
 - 荷の性質(液体、薬品、危険物、易破損品)
 - 荷の輸送環境
 - 使用方法
 - 取付け及び取外し作業の容易さ
 - 輸送工程中に荷の一部を荷降ろしする場合
 - 荷の固定に必要なベルト荷締機の数量及び荷の固定方法

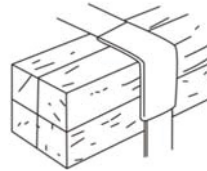
締付けの際、無理に腕力以上のトルクを与えないでください。事故につながり大変危険です。



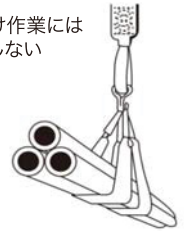
輸送前、輸送中、定期的な確認を実施



角のある荷はコーナーパッドを使用



玉掛け作業には使用しない



②ご使用にあたって

⚠ 危険

●ベルト荷締機を使用する際は次に記載する項目をお守りいただき、使用してください。

- 荷の輸送開始前及び輸送中、定期的にベルト荷締機の状態を確認してください。
- 両端金具タイプを使用する際は、金具を正しく固定点に掛けてください。尚、Eクリップの使用時は、解除用レバーが上側になるよう装着してください。
- ベルト荷締機を取り外すときは、荷が安定して移動及び落下しない状態か確認したうえで取り外してください。
- 積み上げた荷を降ろすときは、必ずベルト荷締機を外してから荷を持ち上げて降ろしてください。
- 角のある荷を固定するときは、ベルトの損傷を防ぐために当もの(コーナーパッドなど)を装着し、使用してください。
- ベルト荷締機は、玉掛け作業には使用しないでください。
- ベルトを結んだり、ベルト同士を引っ掛けたりしないでください。
- 使用温度は100°C以下とし、-30°C~50°Cの温度範囲を超えて使用する場合は、最大使用力について弊社へお問合せいただいた上でご使用ください。
- ラチェットバックルは、ベルトを巻軸に巻き過ぎないように、余分な長さはハンドル操作前に調節したうえでご使用ください。
- ラチェットバックルはベルトを巻軸に1回半以上巻き取った上でご使用ください。
- ベルト荷締機を引きずったり、投げたりしないでください。
- 走行中の振動などで荷が移動してベルトに緩みが発生することがあるため、ベルト荷締機を定期的に増し締めしてご使用ください。
- 壊れやすい荷を固定するときは、ベルト荷締機の締付力を調節してご使用ください。
- バックルの作動を円滑にするために、適時注油をしてください。但し、注油後に余分な油は拭取ってください。
- ラチェットバックルを用いてベルトを締める時は足や補助棒等の拡張機器は使わずに腕力(約50kgf)で使用してください。
- 足場の悪いところや不自然な姿勢での作業は行わないでください。

ベルトを結んで使用しない



適時注油をして使用



③保管にあたって

⚠ 注意

- 使用期間が容易に確認できるように、管理台帳や管理番号により使用開始時期を明確にしておいてください。
- ベルト荷締機を使用しない場合は、太陽光、紫外線などの影響を受けず、清潔に乾燥し、換気された温度が均一の部屋の中で、熱源、薬品、溶剤から離れた非腐食性の棚などに置いて保管してください。
- ベルト荷締機の保管前に使用時に起こりえた損傷の有無を調べてください。損傷が認められたベルト荷締機は、本紙裏面の点検基準により廃棄してください。
- ベルト荷締機が汚れた場合には、中性洗剤を使用して冷水で洗ってください。

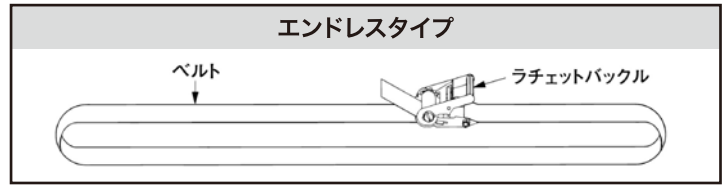
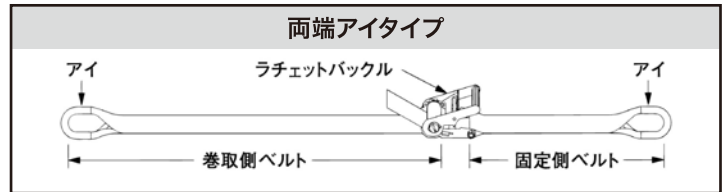
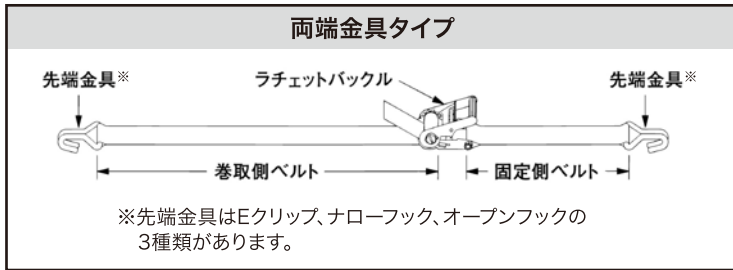
④点検にあたって

⚠ 危険

- ラベルにより最大使用荷重が確認できないものは、使用しないでください。
- 点検の結果、廃棄することになったベルト荷締機は、その場で切断して完全に使用できない状態にしてから廃棄してください。
- コーナーパッドを使用している場合は、コーナーパッドを移動させて隠れている本体部分及びコーナーパッド自体も点検してください。
- ベルト荷締機は、少なくとも使用ごとに適切な検査を行い、具体的には本紙裏面の点検基準により継続使用可能かどうか確認してください。

製品タイプと各部の名称

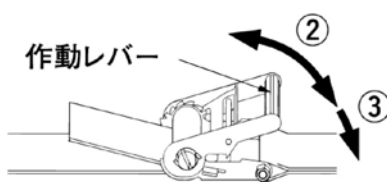
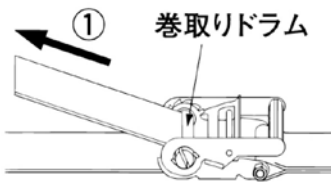
ラチェット式(歯車式)のベルト荷締機は用途に合わせて下記の3タイプからお選びいただけます。



操作方法

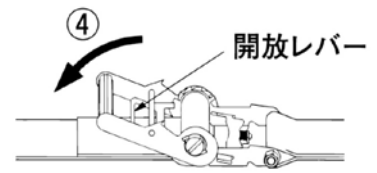
締め付け方

1. 巻取り側ベルトの端を巻取りドラムの溝に通し、①の方向に引き抜きながらベルトのゆるみを取ってください。
 2. 作動レバーを②のように前後に繰り返し操作して、ベルトを巻き取って締め付けます。
- ⚠️ **注意:** ベルトは巻取りドラムに最低1回半以上巻き取ること。
3. 作動レバーを③の方向に完全に倒せば締め付け完了です。



ゆるめ方

作動レバーと開放レバーを一緒に握り、④の方向に180°開くとロックが解除されてベルトがゆるみます。



点検・廃棄の基準

●ベルト荷締機は、日常点検^{※1}及び定期点検^{※2}を行って使用してください。

※1: 使用前に行う点検の事です。 ※2: 定期的に行う点検で、使用頻度によって異なりますが、通常1ヶ月ごとに行ってください。

●点検項目、点検方法及び廃棄基準は、下記基準表を参考にしてください。●印字タグにより最大使用荷重が確認できないものは使用しないでください。

●点検の結果廃棄することになったベルト荷締機は、その場で切断して完全に使用できない状態にしてから廃棄してください。

点検及び廃棄基準表

点検項目	点検の種類		点検方法	廃棄基準
	日常点検	定期点検		
ベルトの損傷の状態 (摩耗、きず及び縫糸の切断)	アイ	○	目視	(a) 織目がわからないほどに毛羽立ちし、たて糸の損傷が認められるもの。 (b) 目立った切りきず、擦りきず、引っ掛けきずなどが認められるもの。 (c) 縫糸が切断して、アイの形状が保たれないもの。
	縫製部	○	目視	(a) 目立った切りきず、擦りきず、引っ掛けきずなどが認められるもの。 (b) 縫糸が切断して、ベルトの剥離が少しでも認められるもの。
	本体	○	目視	(a) 全幅にわたって織目がわからないほどに毛羽立ちし、たて糸の損傷が認められるもの。 (b) 目立った切りきず、擦りきず、引っ掛けきずなどが認められるもの。
その他の外観異常	○	○	目視	熱や薬品などによる著しい変色、着色、溶融、溶解などが認められるもの。
使用期間	—	○	管理台帳、表示などの確認	ベルト荷締機の使用状況によって、外観に損傷及び異常が無くても、次の使用期間を超えるもの。 - 屋内で使用する場合、使用開始後7年。 - 常時屋外で使用する場合、使用開始後3年。
バックル及び 端末金具	変形	○	目視	曲がり、ねじれ、ゆがみなどが認められるもの。
	きず	○	目視	著しい当たりきず、切欠ききずなどが認められるもの。
	亀裂	○	目視	亀裂が認められるもの。
				目視によって亀裂の疑いがあり、点検方法に定められた方法で、亀裂が認められるもの。
	摩耗	—	計測	摩耗量が、元の寸法の10%を超えるもの。
	腐食	○	目視	全体に腐食が認められるもの、又は局部的に著しい腐食のあるもの。
	バックルの機能	○	バックルの締め操作及び緩め操作	正常に機能しないもの、著しく動きが悪いもの、又は異音がするもの。
端末金具の機能	○	可動部の動作確認	正常に機能しないもの、著しく動きが悪いもの、又は異音がするもの。	

※1: JIS Z 2320-1 による。 ※2: JIS Z 2343-1, JIS Z 2343-5 及び JIS Z 2343-6 による。

弊社では、常により良い製品を目指し、仕様・デザイン・生産技術等、あらゆる面でさまざまな改良を積み重ねております。つきましては、この取扱説明書に記載している仕様は予告なく変更する場合があります。あらかじめご了承ください。

総発売元 **トラスコ中山株式会社** お客様相談室 ☎0120-509-849
〒105-0004 東京都港区新橋4丁目28番1号 E-mail: techno.center@trusco.co.jp

MADE IN JAPAN

<http://www.orange-book.com/>

ご不明な点は、お買い上げの販売店が弊社お客様相談室にご相談ください。
※この取扱説明書の無断転用を禁じます。

製造元 **オールセーフ株式会社**